

	<b>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更</b>
と き	4月22日（金）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>都知事は4月21日、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、都内全域を区域とした、4月24日までのリバウンド警戒期間を5月22日まで延長し、基本的な感染防止策の徹底等を要請した。</p> <p>区は、都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、4月25日から5月22日までの間、以下のとおり対応する。5月23日以降の対応は、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和4年4月22日付け）

別添のとおり

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係 電話 03-5984-1027